

測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領運用基準

平成 23 年 8 月 25 日 国地企技第 40 号
(改正) 平成 26 年 4 月 3 日 国地企技第 103 号
(改正) 平成 28 年 9 月 21 日 国地企技第 41 号
(改正) 平成 30 年 3 月 1 日 国地企技第 88 号
(改正) 平成 31 年 3 月 27 日 国地企技第 115 号
(改正) 令和 4 年 3 月 8 日 国地企技第 97 号
(改正) 令和 5 年 3 月 24 日 国地企技第 110 号
(改正) 令和 6 年 6 月 24 日 国地企技第 31 号

(測量成果検定区分)

第 1 条 測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領（以下「要領」という。）

第 3 条に規定する測量成果検定の検定区分の詳細は、「別表 1 測量成果検定区分の詳細」によるものとする。

(技術管理者の技術的能力維持に必要な要件)

第 2 条 要領第 9 条第 5 項に規定する技術管理者は、測量系 C P D 協議会が発行する測量 C P D ポイント（以下「測量 C P D」という。）を 2 年間で 2 0 ポイント以上取得又は、新技術に関する講習会等を年 2 回以上受講するものとする。

(検定者の技術的能力維持に必要な要件)

第 3 条 要領第 9 条第 5 項に規定する検定者は、登録検定機関毎に検定者 5 名に対して 1 名以上が測量 C P D を 2 年間で 2 0 ポイント以上取得又は、新技術に関する講習会等を年 2 回以上受講するものとする。ただし、登録検定機関の検定者数が 5 名未満の場合は 1 名以上とする。

(検定補助者について)

第 4 条 要領第 7 条に規定する配置する検定補助者は、検定者の指導により、測量機器検定に必要な機材の準備や数量の確認、観測データの記録（観測手簿等）など検定に必要な事項について検定者の補助を行うものとする。

2 要領第 1 0 条に規定する配置する検定補助者は、検定者の指導により、測量成果検定に必要な資料の点検や数量の確認、既知点成果値の取得、地名、注記要素等の収集など検定に必要な事項について検定者の補助を行うものとする。

(検定実績の報告)

第 5 条 要領第 1 3 条第 1 項で検定機関名簿に登録された測量機器検定機関及び測量成果検定機関は、要領第 1 7 条第 2 項第一号の確認のため、当該年度における測量機器及び測量

種別毎の検定実績を「運用基準別記様式第3」により提出し、企画部長に報告するものとする。

(登録の変更)

第6条 要領第14条第1項において、変更の内容が技術管理者又は検定者等の配置変更等に関する事項のみの場合、あらかじめ変更内容を測量機器検定機関においては「別記様式第2-1」、測量成果検定機関においては「別記様式第2-2」により提出し、検定機関変更登録申請書の提出は年2回（6月又は12月）に取り纏めることができるものとする。なお「別記様式第2-1」及び「別記様式第2-2」は、電子ファイルも提出するものとする。

(適合の確認)

第7条 要領第16条に規定する適合の確認は、次の各号のいずれかに疑義が生じた場合に行うことができる。

- 一 登録の申請内容
- 二 検定証明書の記載
- 三 検定の実施に関する行為
- 四 前三号に付帯する行為

2 前項の疑義がある場合は、当該登録検定機関に対して次の調査等を行うことができる。

- 一 ヒアリング
- 二 書類確認
- 三 現地確認
- 四 その他

3 前項の調査の結果、虚偽又は重大な過失により資格基準等に適合しないことが確認された場合は、要領第17条第2項第二号に該当するものとし、検定機関名簿から登録を取り消すことができる。

4 国土地理院長は、第2項の調査の結果、過失（重大な過失を除く。）により資格基準等に適合しないことが確認された場合は、登録検定機関に対し、相当の期限を定めて、書面により適合命令（運用基準別記様式1）を発することができる。

5 前項の適合命令を行った検定機関に対しては、書面による業務改善計画の提出を求めるものとする。

(登録の取消し等)

第8条 要領第17条第1項に規定する登録の取消しは、前条第4項の適合命令の違反を繰り返し、検定に重大な影響が認められる場合に実施する。

2 国土地理院長は、要領第17条第2項第一号に規定する、引き続き2年以上検定機関の業務を行わなかった検定機関のうち、検定業務の体制を維持している機関については、以下の各号のいずれかにより技術力の確認ができれば、検定機関名簿から当該登録を取り消

さないものとする。

一 要領第 12 条第二号で規定されている模擬検定に合格すること。

二 公共測量の成果検定について、次に掲げる全ての条件を満たしていること。（運用基準別記様式第 4）

イ 当該検定機関の検定要領に記載されている検定対象項目について、当該 2 年間に公共測量の成果検定実績を有すること。

ロ 当該 2 年間のうちの直近の 1 年間に実施された公共測量成果検定について検定結果に問題が無いこと。

（検定業務の停止）

第 9 条 要領第 17 条第 1 項に規定する検定業務の停止は、第 6 条第 4 項の適合命令に違反した場合、別表 2 に定めるところにより行う。

（登録の再申請）

第 10 条 要領第 12 条第 1 項のうち、第二号を除く審査項目に適合していて、審査結果の通知日以降に技術管理者及び検定者が、以下のいずれかの条件を満たす場合は、実績を証明または確認できる書類を添付の上で再度の申請を認める。

一 測量に従事した実績（要領第 9 条第 1 項第二号又は第三号に相当するもので、完了したものに限る）がある場合

二 測量系 C P D 協議会が発行する測量 C P D ポイントを 10 ポイント以上取得した場合

（国家計量標準と関連付けられた測量機器の性能）

第 11 条 要領第 5 条第六号トに規定する国家計量標準との関連が明確である測量機器（以下「標準機」という。）の性能基準については、次表の区分による。

主要機器	性 能
測距儀又は トータルステーション	国土地理院測量機器性能基準による 1 級若しくは 2 級中距離型測距儀又は国土地理院測量機器性能基準による 1 級若しくは 2 級 A トータルステーション
G N S S 測量機	受信機：国土地理院測量機器性能基準による 1 級 G N S S 測量機（L1 及び L2 周波数の P コードが受信可能でかつ A S（P コードの暗号化）対応のもの） アンテナ：国土地理院測量機器性能基準による 1 級 G N S S 測量機と組み合わせ登録されたアンテナ 解析ソフトウェア：国土地理院測量機器性能基準による 1 級 G N S S 測量機と組み合わせ登録された解析ソフトウェア、又は、国土地理院が認める精密基線解析ソフトウェア

2 標準機の距離測定結果と、被検定機器の距離測定結果を比較することで、測量機器検

定を行っている測量機器検定機関は、当該年度における標準機の国土地理院距離標準比較基線場における検定結果の写しを企画部長に提出する。

附 則

この運用基準は、平成23年8月25日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成28年9月21日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成30年3月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和6年6月24日から適用する。

別表 1

測量成果検定区分の詳細

測量成果検定区分	業務
基準点測量等（基準点測量）	基準点測量
基準点測量等（水準測量）	水準測量
地図作成等（地図作成）	電子国土基本図の整備、 火山基本図データ整備、 低湿地のデータ整備 等
地図作成等（空中写真測量）	空中写真撮影、 オルソ作成 等
地図作成等（航空レーザ測量）	航空レーザ測量による標高データ整備
地図作成等（地形判読）	治水地形分類図の整備、 脆弱地形データ整備 等

別表 2

検定業務の停止における措置基準

違反の程度	検定業務停止期間
重大	2 ヶ月
中程度	1 ヶ月
軽微	停止期間なし 口頭注意

※上記を基準に案件ごとに情状を勘案する。

※過失に関する適合命令違反の判断要素

重大 : 適合命令で指摘した項目について、改善の程度が低い

中程度 : 適合命令で指摘した項目について、一定の改善はみられるが、十分ではない

軽微 : 適合命令で指摘した項目について、改善の程度は高いが軽微な誤りがある

登録機関名

代表者名 殿

国 土 地 理 院 長

(測量機器及び測量成果) 検定機関資格基準等適合命令書

貴機関における(測量機器及び測量成果)の検定について、下記の事項に関して資格基準等に適合しないことを確認したため、「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」(平成23年国地達第17号)運用基準第7条第4項の規定に基づき、資格基準等に適合するために必要な措置を行うことを命ずる。

記

1. 資格基準等の不適合事項
2. 必要な措置
3. 対応の期限
4. その他

※ (測量機器及び測量成果)について、不要な文字及び()は抹消すること。

測量機器検定機関登録（変更）申請書

申請機関名

申請日 年 月 日

技術管理者・検定者・検定補助者名簿

技術管理者・検定者 ・検定補助者の区分	氏 名	基準点測量等の 実務経験年数	機器検定に関する 実務経験年数	測量士 登録No	測量士補 登録No	検定を受ける法人等の 職員を現に兼ねている 場合その法人等名	備 考
例：技術管理者	〇〇 〇〇	XX		XX-XXXX			経験年数変更
例：検定者	〇〇 〇〇		XX	XX-XXXX		(株) 〇〇〇〇	経験年数変更
例：検定者	〇〇 〇〇		XX	XX-XXXX			追加
例：検定補助者	〇〇 〇〇		XX		XX-XXXX	(株) 〇〇〇〇	経験年数変更
例：検定補助者	〇〇 〇〇		XX	XX-XXXX			変更

年 月 日変更申請 削除：〇〇 〇〇 技術管理者
 年 月 日変更申請 追加：〇〇 〇〇 検定者
 年 月 日変更申請 変更：〇〇 〇〇 検定補助者

測量成果検定機関登録（変更）申請書

申請機関名

申請日

年 月 日

技術管理者・検定者・検定補助者名簿

技術管理者・検定者検 定補助者の区分	成果検定区分	氏 名	実務 経験 年数	測量士登録 No	測量士補登録 No	測量CPDポイント 又は 講習会受講回数	検定を受ける法人等の 職員を現に兼ねている 場合その法人等名	備 考
例：技術管理者		〇〇〇〇	XY	XY-XXXX		XY		経験年数変更
例：検定者	基準点測量等（基準 点測量・水準測量）	〇〇〇〇	XY	XY-XXXX				経験年数変更
例：検定者	基準点測量等（基準 点測量・水準測量）	〇〇〇〇	XY	XY-XXXX		XY	（株）〇〇〇〇	変更
例：検定補助者	基準点測量等（基準 点測量・水準測量）	〇〇〇〇	XY	XY-XXXX		XY		経験年数変更
例：検定補助者	基準点測量等（基準 点測量・水準測量）	〇〇〇〇	XY		XY-XXXX			経験年数変更
例：検定者	地図作成等（地図 作成・空中写真測 量・航空レーザ測 量・地形判読）	〇〇〇〇	XY	XY-XXXX		XY		経験年数変更
例：検定者	地図作成等（地図 作成・空中写真測 量・航空レーザ測 量・地形判読）	〇〇〇〇	XY	XY-XXXX			（株）〇〇〇〇	経験年数変更
例：検定補助者	地図作成等（地図 作成・空中写真測 量・航空レーザ測 量・地形判読）	〇〇〇〇	XY	XY-XXXX				経験年数変更
例：検定補助者	地図作成等（地図 作成・空中写真測 量・航空レーザ測 量・地形判読）	〇〇〇〇	XY		XY-XXXX		（株）〇〇〇〇	追加

年 月 日変更申請

削除：〇〇 〇〇 技術管理者

年 月 日変更申請

追加：〇〇 〇〇 検定者

年 月 日変更申請

変更：〇〇 〇〇 検定補助者

国土交通省 国土地理院
企 画 部 長 殿

申請者 所在地
名 称
代 表 者

(測量機器及び基本測量成果) 検定の実施実績報告

国土地理院「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領運用基準」(平成 23 年国地企技第 40 号) 第 5 条の規定に基づき、〇〇年度の(測量機器及び基本測量成果) 検定の実施実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施期間

2. 実施した内容

測量機器の検定実施件数

基本測量の測量成果検定の実施件数

※測量種別、検定物件名及び被検定者を確認できる資料を添付すること。
※(測量機器及び基本測量成果) について、不要な文字及び () は抹消すること。

国土交通省 国土地理院
企 画 部 長 殿

申請者 所在地
名 称
代 表 者

公共測量成果検定の実施実績報告

国土地理院「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領運用基準」（平成 23 年国地企技第 40 号）第 8 条第 2 項第二号の要件を満たすことを証明するため、公共測量成果検定の実施実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施期間

2. 実施した内容

公共測量の測量成果検定の実施件数

※測量種別、検定物件名及び被検定者を確認できる資料を添付すること。